

すこやかデイサービスセンター

通所介護

介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業通所型サービス

重要事項説明書

有限会社 やすらぎ

すこやかデイサービスセンター重要事項説明

1. 事業者

事業者名称	有限会社 やすらぎ
代表者氏名	代表取締役 宮城 吉治
所在地 (連絡先及び電話番号等)	沖縄県宮古島市伊良部字長浜 1320-1 電話番号 0980-78-6116 Fax 番号 0980-78-6122
法人設立年月日	平成 12 年 3 月 31 日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	すこやかデイサービスセンター
介護保険指定 事業者番号	沖縄県指定（指定事業者番号） 4775000047
事業所所在地 連絡先	沖縄県宮古島市伊良部字長浜 1320-1 電話番号 0980-78-6116 Fax 番号 0980-78-6122
管理者の氏名	本永 英也
事業所の通常の 事業の実施地域	宮古島市（大神島を除く）
利用定員	30 名

(2) 事業の目的、運営の方針及び営業時間

事業の目的	<ul style="list-style-type: none">・ 要介護者又は事業対象者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、介護サービス又は通所型サービスまたは保険外サービスを提供することを目的とする。
運営の方針	<ul style="list-style-type: none">・ 指定通所介護の提供にあたっては、要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに向上、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。・ 介護保険法に基づく第 1 号事業通所型サービスの提供にあたっては、事業対象者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を図る。・ 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
営業日	月曜日～日曜日 8:00～17:30
サービス提供時間	通常利用時間 8:00～17:00 延長サービス提供時間 17:00～17:30

3. 職務内容及び職員体制・禁止行為等

(1) 職員体制

	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 従業者の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 3 利用者の心身の状況、希望、その置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。	常勤 1名
生活相談員	1 利用申し込みに対しての調整、または利用者様・ご家族・介護支援専門員との連携・調整を行います。 2 利用者へ通所介護計画を交付します。 指定通所介護の実施状況の把握及び通所介護計画の変更を行います。 3 利用者がその有する能力に応じた「自立した日常生活」を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。 4 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。	常勤または非常勤 1名以上
看護師 准看護師 (看護職員)	1 サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。 2 利用者の静養のために必要な措置を行います。 3 利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。 4 口腔機能改善指導を行います。	常勤または非常勤 1名以上
介護職員	1 通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。	常勤または非常勤 6名以上
機能訓練 指導員	1 通所介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう機能訓練を行います。	常勤 1名以上

(2) 通所介護従業者の禁止行為

通所介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

4 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
通所介護計画の作成		<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画及び包括支援センターが作成した介護予防サービス・支援計画書に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所介護計画を作成します。 2 通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 通所介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは通所介護計画書を利用者に交付します 4 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者自宅と施設間の送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着等の更衣の介助を行います。
	移動 移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内外の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
機能訓練	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的で行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。
特別なサービス (利用者に対するアセスメントの結果、必要と認	個別機能訓練 (I)	個々の利用者の状態に適切に対応する観点から、個別の機能訓練実施計画を策定し、これに基づきサービス提供を行います。

められる場合に 提供します)	若年性認知症 利用者受入	若年性認知症（40歳から64歳まで）の利用者を対象に、その利用者の 特性やニーズに応じたサービス提供を行います。
-------------------	-----------------	---

(2) 利用料金（表示は自己負担額です。通常は基本料金の1割）

要介護（1日につき）					
介護 度 利用時間	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
2時間以上 3時間未満	1割 272円	1割 311円	1割 351円	1割 392円	1割 432円
	2割 544円	2割 622円	2割 702円	2割 784円	2割 864円
3時間以上 4時間未満	1割 370円	1割 423円	1割 479円	1割 533円	1割 588円
	2割 740円	2割 846円	2割 958円	2割 1066円	2割 1176円
4時間以上 5時間未満	1割 388円	1割 444円	1割 502円	1割 560円	1割 617円
	2割 776円	2割 888円	2割 1004円	2割 1120円	2割 1234円
5時間以上 6時間未満	1割 570円	1割 673円	1割 777円	1割 880円	1割 984円
	2割 1140円	2割 1346円	2割 1554円	2割 1760円	2割 1968円
6時間以上 7時間未満	1割 584円	1割 689円	1割 796円	1割 901円	1割 1008円
	2割 1168円	2割 1378円	2割 1592円	2割 1802円	2割 2016円
7時間以上 8時間未満	1割 658円	1割 777円	1割 900円	1割 1023円	1割 1148円
	2割 1316円	2割 1554円	2割 1800円	2割 2046円	2割 2296円
8時間以上 9時間未満	1割 669円	1割 791円	1割 915円	1割 1041円	1割 1168円
	2割 1338円	2割 1582円	2割 1830円	2割 2082円	2割 2336円
加算					
個別機能訓練 加算Ⅰ -イ	1割 56円	入浴介助加算Ⅰ	1割 40円	入浴介助加算Ⅱ	1割 55円
	2割 112円		2割 80円		2割 110円
中重度者ケ ア体制加算	1割 45円	・認知症加算 ・若年性認知症利用 者受入加算	1割 60円	サービス提供体 制強化加算Ⅱ	1割 18円
	2割 90円		2割 120円		2割 36円
栄養改善加 算 (月2回)	1割 200円	送迎減算 (片道)	1割 -47円	サービス提供体 制強化加算Ⅲ	1割 6円
	2割 400円		2割 -94円		2割 12円
ADL維持等 加算Ⅱ	1割 200円	科学的推進体制加 算(1日につき)	1割 40円	口腔機能向上加算 Ⅰ (月2回)	1割 150円
	2割 400円		2割 80円		2割 300円

介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 9.0%				
時間延長サービス体制加算	9時間以上 10時間未満	1割 50円 2割 100円			
	10時間以上 11時間未満	1割 100円 2割 200円			
	11時間以上 12時間未満	1割 150円 2割 300円			
	12時間以上 13時間未満	1割 200円 2割 400円			
	13時間以上 14時間未満	1割 250円 2割 500円			

通所型サービス（包括料金にて月額）					
事業対象者要支援1	1回～4回まで	1回につき（回数制）			436円
	週1回程度 （5回以上）	1月につき （月額包括報酬）			1,798円
事業対象者要支援2	1回～8回まで	1回につき（回数制）			447円
	週2回程度 （9回以上）	1月につき （月額包括報酬）			3,621円
加算（月額）					
サービス提供体制強化加算Ⅱ	支援1	1割 72円	サービス提供体制強化加算Ⅲ	支援1	1割 24円
		2割 144円			2割 48円
	支援2	1割 72円		支援2	1割 48円
		2割 144円			2割 96円
栄養改善加算	1割 200円 2割 400円	若年性認知症利用者受入加算	1割 240円 2割 480円	口腔機能向上加算Ⅰ	1割 150円 2割 300円
栄養改善及び口腔機能向上	1割 480円 2割 960円				
共通料金					
食事	朝 100円 昼・夕 150円 夕食持帰り300円（※ただし状況確認をし必要のある方のみ）				
介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 9.0%		保険外サービス	要支援1.2	4,200円

※立替費用について

病院等の支払いで本人希望の場合は利用料請求に含めて請求いたします。

※利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料等の請求方法について

（ア）利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。

（イ）上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌15日までに利用者様あてにお届けします。

②利用料等の支払い方法について下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

（ア）事業者指定口座への振り込み （イ）利用者指定口座からの自動振替 （ウ）現金支払い

【振込口座】

・沖縄県農業協同組合 宮古島支店 0483661 名義：有限会社やすらぎ

・ゆうちょ銀行 店番708 記号17020 番号1165207 名義：有限会社やすらぎ

※ お支払いの確認をされましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いは月末までをお願いいたします。また正当な理由がないにもかかわらず支払い期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促が14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 サービスの提供にあたっての留意事項

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画」及び包括支援センターが作成する「介護予防サービス・支援計画書」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「通所介護計画」を作成します。なお、作成した「通所介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします
- (4) サービス提供は「通所介護計画」に基づいて行ないます。なお、「通所介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 通所介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。
- (6) デイサービスをご利用の際は、トラブルを避ける為、金品や貴重品をお持ち込みにならないようお願い致します。
- (7) 病院受診料や買い物など立替依頼がある場合は、当月利用料と合わせてご請求となります。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定し、指針の整備と委員会を設置して研修等を行います。

※ 虐待防止に関する責任者 管理者 本永 英也

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

7 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び対応等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくために、指針の整備・委員会設置・研修を実施します。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

8 ハラスメントの防止

事業所は適切なサービス提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動または、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ、相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。また指針の整備・委員会設置をし研修を行います。

9 事業継続計画の策定等

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を算定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じ、必要な研修及び訓練を定期的実施していく。また業務継続計画の見直しも行い、必要に応じて変更を行なうものとする。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ・事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という)はサービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ・また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ・事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においてもその秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
<p>② 個人情報の保護について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者 会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者 会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ・事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ・事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で 訂正等を行うものとします。 (開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります)

1 1 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

1 2 事故発生時の対応について

サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員(または、地域包括支援センター)に連絡するとともに必要な措置を講じます。

1 3 損害賠償について

利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 4 心身の状況の把握

指定通所介護及び介護保険法に基づく第1号事業通所型サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

15 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定通所介護及び介護保険法に基づく第1号事業通所型サービスの提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所介護計画」の写しを利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

16 サービス提供の記録

- ① 指定通所介護及び介護保険法に基づく第1号事業通所型サービスの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供終了から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

17 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
災害対策に関する担当者(防火管理者) [伊良皆 利明]
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期：(毎年2回 2月・8月)

18 衛生管理等

- ① 指定通所介護及び介護保険法に基づく第1号事業通所型サービスの用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

19 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

(ア) 提供した指定通所介護及び介護保険法に基づく第1号事業通所型サービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

(イ) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

(ウ) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 すこやかデイサービスセンター	所在地 沖縄県宮古島市伊良部字長浜 1320-1 電話番号 0980-78-6116・ファックス番号 0980-78-6122 受付時間 8:00～17:00 担当 本永 英也
【市町村(保険者)の窓口】 宮古島市役所高齢者支援課	所在地 沖縄県宮古島市平良字西里 1140 電話番号 0980-73-1964・ファックス番号 0980-73-1965 受付時間 8:30～17:15

【 公的団体の窓口 】
沖縄県国民健康保険団体連合会

所在地 沖縄県那覇市西 3-14-18
電話番号 098-860-9026 ・ ファックス番号 098-860-9026
受付時間 9:00～17:00

20 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

上記内容について、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	沖縄県宮古島市伊良部字長浜 1320-1
	法人名	有限会社 やすらぎ
	代表者名	宮城 吉治
	事業所名	すこやかデイサービスセンター
	説明者氏名	

サービス利用の締結にあたり、上記の通り説明を受け、サービスを受けることに同意し、受領しました。

利用者	住所	
	氏名	

署名代行者	住所	
	氏名	

代行の理由	
-------	--